

令和4年 第11回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和4年12月22日(木) 10時00分
 場 所 市役所3階 301会議室

○提出議題（14件）

- 高農議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第29号 買受適格証明交付申請(農地法第5条)のこと(1)
- 高農議第30号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しについて(1)
- 報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(4)
- 報告第40号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)
- 報告第41号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(5)

○出席委員（12名）

1番	三好 覚	2番	中谷 清隆
3番	中森 均	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	穴田 正平
7番	西村 一志	8番	
9番	北原 知子	10番	
11番	松本 和人	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	井神 兄雄

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（3名）

事務局 局長	西田 幸生
” 主 幹	尾塩 昌昭
事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局（1名）

産業振興課	松本 剛
-------	------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第11回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第27号～第30号の4件、報告第39号～報告第41号の10件、併せて14件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第11回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により5番の前橋委員さん、6番の穴田委員さん、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 事務局説明願います。
- 高農議第27号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第27号は農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のことでございます。
- (高農議第27号、読み上げる)
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。
- 12番 阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第27号は承認されました。
- 続きまして高農議第28号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第28号は農地法第5条第1項の許可申請でございます。
- (高農議第28号、1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。
- 12番 隣接同意が取れていないのに許可しないといけないのかと問題になった。
- 事務局の説明では、疎明書があったらいいといったのでしぶしぶ許可したことになったが私は、まだ納得していない。 周りの同意が最低でも必要である。
- 太陽光ばかり出来てきているが、周りの者が全員反対しても疎明書があったら

OKということになってしまう それでいいのか。

事務局 疎明書に隣接者がするんやったら勝手にしたらいいと記載されています。農業上の理由で反対されるのであればそれは解決していただきとなりますが今回は、農業上の理由で反対されていないようなので止めようがないと思います。

1 2 番 今後、隣接同意が取れないで疎明書を提出し許可されてしまうのが怖い。

申請場所は、草が生えているところだから太陽光になってもいいと思うが同意書がないところがひっかかる。今後のこともあるので。

2 番 疎明書の添付は、今回がはじめてですか。

事務局 以前にも何件かあります。

議長 その他ご意見はございませんか。

疎明書付きの案件ですが採決を取ります。

高農議第 2 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議のこと」を了承してよろしいか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第 2 8 号は承認されました。

続きまして高農議第 2 9 号「買受適格証明交付申請(農地法第 5 条)のこと」を議題といたします。

事務局 事務局説明願います。

高農議第 2 9 号は買受適格証明交付申請のことです。

(高農議第 2 9 号、読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。

1 2 番 阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。

議長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第 2 9 号は承認されました。

続きまして高農議第 3 0 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しについて」を議題といたします。

産業振興課説明願います。

産業振興課 高農議第 3 0 号は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しについての意見を求めるものです。

(高農議第 3 0 号、読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第 3 0 号は承認されました。

続きまして報告**第 3 9 号**「農地法 3 条の 3 第 1 項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第 3 9 号は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、4 件ございます。

議 長
各委員
議 長

(報告第39号、1番～4番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

続きまして報告第40号「農地法4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第40号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告で、1件ございます。

(報告第40号、1番を読み上げる)

議 長
各委員
議 長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

続きまして報告第41号「農地法5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第41号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、5件ございます。

(報告第41号、1～5番を読み上げる)

議 長
各委員

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

議 長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前11時00分

議事録署名委員

前橋 瑞紀委員

穴田 正平委員